

政策調整会議の概要

開催日 令和6年8月1日（木）

◎項 目

- 1 県の熱中症対応について
- 2 個人情報等の保護に関するチェックシートについて
- 3 ・令和6年6月の時間外勤務の状況について
・勤務時間とパソコンの使用記録との乖離に係る調査結果について
・勤務と勤務の間に一定の休息時間を確保する取り組みについて

◎内 容

1 県の熱中症対応について【林業振興・環境部】

○環境計画推進課長

近年、熱中症による死亡者数の増加傾向が続いており、年間1,000人を超える年もある。今後も地球温暖化の進行が予想されており、将来、さらに熱中症のリスクが増加することが危惧をされている。

こうした背景を踏まえて気候変動適応法が改正、令和6年4月1日から施行されており、主な内容として、これまでに出されていた熱中症警戒アラートを熱中症警戒情報として法に位置づけ、熱中症警戒情報の上位に熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が創設された。

熱中症特別警戒情報が発表されれば、都道府県知事は市町村長にその旨を通知しなければならないとされており、市町村長は当該通知に係る事項を住民などに伝達しなければならないとされている。

また、市町村は、市町村内の冷房設備を有する施設を指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として指定することができ、熱中症特別警戒情報の発表期間中は一般開放することとされている。

熱中症警戒情報と熱中症特別警戒情報の違いについて、熱中症警戒情報は県内15地点のいずれかの暑さ指数が33に達すると予測される場合に発表されるが、熱中症特別警戒情報については15地点の全てで暑さ指数が35に達すると予測される場合に発表される。

熱中症特別警戒情報は特別警戒日前日の午前10時に環境省から事前連絡があり、午後2時に正式に発表される。この正式発表の事前連絡を受けて、県では速やかに危機管理本部を設置し、迅速かつ適切な対策を講じることとなる。

熱中症特別警戒情報が創設されたが、幼児や高齢者、障害者等の熱中症弱者については熱中症予防行動をとることが難しい場合もあり、自助と公助が重要になる。

今後も暑さが続くので、引き続き熱中症警戒情報や各種ガイドライン、マニュアルなどの活用によって対策強化の徹底をお願いしたい。

2 個人情報等の保護に関するチェックシートについて【総務部】

○総務部副部長

重要な個人情報等の漏えい等事案が続発していることを踏まえ、全職員を対象に緊急点検を実施することとなった。各所属では個人情報等の保護に関するチェックシートを用いて全職員から個人情報に関する認識等について聞き取りをしていただき、結果を8月9日までに報告していただきたい。

個人情報漏えい事案が続発していることについて、非常に問題となっていることを知らない、あるいは認識が薄い職員がいる可能性がある。電子メールの誤送信対応についても通知が出ており、改めて全職員と話し合いをしていただき、個人情報の重要性や取り扱いについて周知徹底するようお願いしたい。

○総合企画部副部長

添付ファイル付き電子メールの送信に関しては7月30日から誤送信対策機能を強化しており、添付ファイル付き電子メールを送信する際には上席者のチェックや添付ファイルへのパスワード設定が必要となった。

ただし、上席者が内容をチェックせずに送信を承認してしまうと対策が機能しないことから、愚直に内容を確認するようお願いしたい。

また、添付ファイルに個人情報が含まれている場合は、ファイル名に個人情報等が含まれていることが分かるような名称を付けていただきたい。

○副知事

慌てて仕事をするとミスも発生してしまう。しっかりとチェック機能を働かせるためにも、落ち着いて仕事をしていただきたい。

3 ・ 令和6年6月の時間外勤務の状況について

・ 勤務時間とパソコンの使用記録との乖離に係る調査結果について

・ 勤務と勤務の間に一定の休息時間を確保する取り組みについて【総務部】

○行政管理課長

・ 令和6年6月の時間外勤務は、総計は昨年度と比べて9.6%減。この内、本庁は8.6%、出先機関は13.8%減となっている。昨年は国の臨時交付金を活用した6月補正の対応や、産業振興計画等の各種計画改定に向けた業務があったが、今年度はこれらの対応がなかったことが時間外勤務減少の要因と認められる。

4月から6月の累計時間外勤務についても、減となっている。

引き続き、勤務時間の管理を徹底していただくとともに、夏期休暇の取得促進についてもお願いする。

・ 時間外勤務の実績時間とパソコン使用記録との乖離状況について、令和5年度の時間外実績上位所属から、一部局一所属で選定した5所属の92名について調査した。

対象期間は6月3日から同月7日の間。調査方法は、該当期間の勤務時間とパソコンの使用記録との間に1時間を超える乖離がある場合に、所属長等から本人に確認をとっていただき、その対応状況を取りまとめた。

調査の結果、乖離があったのは全体の14.6%で、乖離の平均時間は1.7時間。乖離のあった職員に確認し、時間外勤務のため追命を行ったのは全体の8.3%であった。

調査の結果、時間外勤務命令を受けていない場合に乖離が生じるケースが多く発生していることが判明。

乖離があったもののうち、半数以上は時間外勤務の追命がなされているが、中には、口頭で追命していたがシステムへの登録が漏れていたケースも複数あった。

また、時間外勤務の追命を行っていないものについては、業務に関連しない在庁であったこと等が理由であった。

実際に勤務をしているにもかかわらず乖離があるのは望ましい状況ではなく、引き続き、時間外勤務の事前命令の徹底や、適切な時間外勤務の実績登録、早期退庁の声かけを行っていただき、職員の適正な勤務時間管理に努めていただきたい。

- ・ 近年、民間企業や国家公務員において、勤務と勤務の間に一定の休息時間を確保する勤務間インターバル確保が努力義務化されており、本県でも、全庁的な時間外勤務の縮減に繋げる取り組みとして勤務間インターバルの確保に努めることとし、要領を策定した。

勤務間インターバルの目安は、民間や国家公務員の取り扱いを踏まえて11時間としており、確保が難しい場合は、できる限り職員の生活時間や睡眠時間を確保できるよう努めることとしている。

なお、勤務間インターバル確保は努力義務であり、仮に確保ができなかった場合でも罰則等はない。

勤務間インターバル確保のために、21時30分以降まで時間外勤務をした翌日は遅出勤務の活用や年休取得を促すなどにより確保に努めていただきたい。

また、勤務間インターバルの確保のためには勤務時間の適切な管理が重要となる。引き続き、管理職員等の意識向上、勤務時間管理の徹底、時間外勤務縮減のための業務改善等を適切に実施する等の副知事通知に沿った取り組みをお願いする。

施行日は8月19日としていることから、各所属への周知をお願いする。